# 星 槎 道 都 大 学

通信教育科指定保育士養成課程に関する規程

#### 星槎道都大学通信教育科指定保育士養成課程に関する規程

本学は学生等の新たな教育機会の提供、現に社会福祉関係の職務に従事している者の再教育を 行うため、通信教育科指定保育士養成課程を設け、本規程により保育士資格者の養成を行う。

(目的)

- 第 1 条 本規程は、星槎道都大学学則(以下「学則」という。)第53条第2項に基づき、 本学通信教育科の保育士養成に関する事項について定める。
  - 2 この規程に定めるもの以外については、学則によるものとする。

(課程)

第 2 条 本学の附帯教育事業として、通信教育科指定保育士養成課程を設置する。 (位置)

- 第 3 条 本学の通信教育科指定保育士養成課程を北海道北広島市中の沢149番地に置く。 (学生定員)
- 第 4 条 本学の通信教育科指定保育士養成課程の学生定員を次のとおりとする。

入学定員 120名(学級数 1学年3学級) 総 定 員 360名

(学年)

第 5 条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(修業年限)

第 6 条 本学の通信教育科指定保育士養成課程の修業年限を3年とする。

(在学年限)

第 7 条 本学の通信教育科指定保育士養成課程の在学年限は6年を超えることができないものとする。

(入学時期)

第 8 条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第 9 条 本学の通信教育科指定保育士養成課程に入学することのできる者は、学則第13条 を準用する。

(入学の出願)

第10条 本学の通信教育科指定保育士養成課程に入学を志願する者は、所定の入学願書に別表2に定める選考料および指定する書類を添えて所定の期日までに願出なければならない。

(入学者の選考)

第11条 前条の入学志願者の選考は、書類選考により学長が許可する。

(入学手続および入学許可)

- 第12条 前条の選考の結果、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人を定め、本学 所定の書類を提出するとともに、所定の学費を納付しなければならない。
  - 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第13条 保証人については、学則第17条を準用する。

(授業科目)

第14条 本学の通信教育科指定保育士養成課程の授業科目および単位数は、別表1のとおり

とする。

(授業の方法)

- 第15条 本学の通信教育科指定保育士養成課程の授業は、印刷教材等による授業、放送授業、 面接授業等のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
  - 2 印刷教材等による授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、 主としてこれにより学修させる授業をいう。
  - 3 面接授業は、本学の校舎又は他の適当な場所において講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又は併用により行う授業をいう。
  - 4 印刷教材等による授業および放送授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せて行うものとする。

(単位の基準)

- 第16条 各授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。
  - (1) 印刷教材等による授業については、45時間の学修を必要とする印刷教材等の 学修をもって1単位とする。
  - (2) 面接授業のうち、講義および演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
  - (3) 面接授業の実験、実習および実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
  - 2 前項までに示す授業に関する1時間は45分を基準に運用する。

(教育課程の編成)

- 第17条 教育課程は、別表1に定める授業科目を各年次に配当して 編成するものとする。 (履修届)
- 第18条 学生は履修しようとする授業科目を毎学年所定の期間内に届け出なければならない。 (既修得単位の認定)
- 第19条 本学の通信教育科指定保育士養成課程において、教育上有益と認めるときは、他の指定保育士養成施設における学修を本学通信教育科指定保育士養成課程の授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。また、指定保育士養成施設以外の学校等(学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校の専攻科若しくは特別支援学校の専攻科、専修学校の専門課程又は同法第56条第1項に規定する者を入学資格とする各種学校)における学修を本学通信教育科指定保育士養成課程の授業科目の教養科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
  - 2 前項により与えることのできる単位数は、それぞれ30単位を超えないものとする。
  - 3 前項による単位の認定に伴う修業年限の短縮は行わない。

(卒業要件)

- 第20条 本学の通信教育科指定保育士養成課程を卒業するためには、次に定める所定の単位 を修得しなければならない。
  - (1) 必修科目、選択必修科目および教養科目の中から合計 68単位以上を修得すること。
  - (2) 14単位以上は面接授業により修得すること。
  - (3) 6単位以上は保育実習により修得すること。

(単位の修得)

第21条 単位を修得するためには、授業科目を履修し、かつ試験に合格しなければならない。 (試験の種類)

- 第22条 試験は科目修得試験、面接授業試験等とする。
  - 2 印刷教材等による授業および放送授業科目の履修は、レポートを提出し、かつ指定の 時期に科目修得試験を受けなければならない。
  - 3 面接授業に出席し、履修した授業科目については、指定の時期に面接授業試験を受けなければならない。
  - 4 科目修得試験、面接授業試験等は、その履修した授業科目について筆記、口述、レポート、実技など適切な方法によって行う。

(学修の評価)

第23条 学修の評価は、S (90点以上)、A (80点~89点)、B (70点~79点)、 C (60点~69点)、F (59点以下)の5段階とし、S・A・B・Cは合格、Fは 不合格とする。

(休学)

第24条 休学については、学則第30条を準用する。

(復学)

第25条 復学については、学則第31条を準用する。

(退学)

第26条 退学については、学則第34条を準用する。

(除籍)

- 第27条 次の各号の一に該当する者は除籍する。
  - (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
  - (2) 第7条に定める在学年限を超えた者
  - (3) 第24条に定める休学期間を超えてなお復学できない者
  - (4) 長期にわたる欠席その他の事由で、成業の見込のない者
  - (5) 死亡または長期行方不明の者

(学費等)

- 第28条 本学の通信教育科指定保育士養成課程の選考料、入学金、授業料およびスクーリング 受講料は別表2のとおりとする。
  - 2 本学の通信教育科指定保育士養成課程の授業料等は、本学が指定する所定の期日まで に納付しなければならない。但し、事情によって延納・分納を許可する場合がある。

(休学の場合の学費)

第29条 休学を許可された者については、その授業料を免除する。

(納付した選考料・学費等)

第30条 納付された選考料・学費等は原則として返還しない。

(賞罰)

第31条 賞罰については、学則を準用する。

(規程の改廃)

- 第32条 この規程の改廃は、星槎道都大学通信教育科指定保育士養成課程担当者会議にて審議し学長が決定する。
- 附 則 この規程は、平成26年4月1日より施行する。
  - 2 この規程の改訂は、平成29年4月1日より施行する。
  - 3 この規程の改訂は、平成31年4月1日より施行する。但し、第20条の卒業要件 および別表1に定める授業科目については、平成31年度入学生からの適用とし、既

在学生については従前の規定によることとする。

4 この規程の改訂は、令和5年4月1日より施行する。

但し、別表1に定める授業科目及び別表2に定める受講期間が延長する場合の費用は、 令和5年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。

# 星槎道都大学通信教育科 指定保育士養成課程教科目カリキュラム表

II 28 WEAL NAME OF ASSOCIATION OF STATE					本学開講科目				
児童福祉法施行規則規定科目					W. 50 E		単位数		備考
分類	系 列	教 科	目	単位数	教 科 目	通信	面接	学年	
	保育の本質・ 目的に関する 科目	保育原理	(講義)	2	保育原理	2		1	
		教育原理	(講義)	2	教育原理	2		2	
		子ども家庭福祉	(講義)	2	子ども家庭福祉	2		2	
		社会福祉	(講義)	2	社会福祉	2		1	
		子ども家庭支援論	(講義)	2	子ども家庭支援論	2		3	
		社会的養護 I	(講義)	2	社会的養護 I	2		2	
		保育者論	(講義)	2	保育者論	2		1	
	保育の対象の 理解に関する 科目	保育の心理学	(講義)	2	保育の心理学	2		1	
		子ども家庭支援の心理学	(講義)	2	子ども家庭支援の心理学	2		2	
		子どもの理解と援助	(演習)	1	子どもの理解と援助		1	1	
		子どもの保健	(講義)	2	子どもの保健	2		2	
		子どもの食と栄養	(演習)	2	子どもの食と栄養	1	1	2	
	保育の内容・ 方法に関する 科目	保育の計画と評価	(講義)	2	保育の計画と評価	2		2	
必		保育内容総論	(演習)	1	保育内容総論		1	1	
必修科目		保育内容演習	(演習)	5	保育内容演習(健康)	1		2	
					保育内容演習(言葉)	_	1	2	
(告示別表					保育内容演習(人間関係)		1	2	
別表					保育内容演習(表現)		1	2	
=					保育内容演習(環境)	1		2	
		保育内容の理解と方法		4	音楽表現I	_	1	1	
			(演習)		造形表現I		1	1	
			(5.17)		身体表現		1	1	
					言語表現	1		2	
		乳児保育 I	(講義)	2	乳児保育I	2		1	
		乳児保育Ⅱ	(演習)	1	乳児保育Ⅱ		1	1	
		子どもの健康と安全	(演習)	1	子どもの健康と安全	-	1	2	
		障害児保育	(演習)	2	障害児保育 I	1	1	2	
		社会的養護Ⅱ	(演習)	1	社会的養護Ⅱ		1	2	
		子育て支援	(演習)	1	子育て支援	-	1	2	
	保育実習	保育実習I	(実習)	4	保育実習Ⅰ	ļ.,	4	3	
	AA A AA	保育実習指導I	(演習)	2	保育実習指導I	1	1	3	
	総合演習	保育実践演習	(演習)		保育実践演習	1	1	3	
		合計		51	4. 人気なっ (内田 )、 お笠	31	20		
選択必修科目(告示別表二)			6	社会福祉の原理と政策	2		1		
	保育の本質・目的に関する科目			ソーシャルワークの基盤と専門職 ソーシャルワークの基盤と専門職 (専門)	2		1	※選択必修科目の中	
					2	1	2	から6単位以上を	
	保育の対象の理解に関する科目			保育ソーシャルワーク 教育心理学	2	1	1	必ず修得すること	
	休日の対象の座解に関する行日			教育心理子	2		2	- うち、保育ソーシャ - ルワークは本学必得 - 科目	
				音楽表現Ⅱ	1		2		
	保育の内容・方法に関する科目			造形表現Ⅱ	1		2		
				ソーシャルワークの理論と方法	2		2		
	保育実習	保育実習Ⅱ又はⅢ	(実習)	2	保育実習II	-	2	3	
					保育実習Ⅲ		2	3	. ※保育実習Ⅱ及び保 会宝翌歩道Ⅲ又は保
		保育実習指導 II 又は III	(演習)	1	保育実習指導Ⅱ		1	3	育実習指導Ⅱ又は保 育実習Ⅲ及び保育実
					保育実習指導Ⅲ		1	3	習指導Ⅲを必ず修得
		合計		9		14	7	<u> </u>	すること
教養科目		ни	(講義)	1	健康科学	1		1	
	体育		(実技)	1	スポーツ総合	<u> </u>	1	1	
	外国語		(演習)		外国語コミュニケーション	2		1	※外国語・その他の
			(1941)		社会学と社会システム	2		1	内3科目以上を必ず
	その他			6	心理学と心理的支援	2		1	修得すること
					医学概論	2		2	
		合計		8		9	1		
		計		+		_	28	$\rightarrow$	

## 別表2

## 学費等一覧

項目	金額
選考料	10,000 円
入学金	30,000 円
授業料	130,000 円/1年間
スクーリング受講料	5,000 円/1 単位
実習費	200,000 円/実習年度

※受講期間が延長する場合には履修科目に応じて科目履修料が必要となる。 科目履修料 7,500 円/1 単位

なお、スクーリング科目については別途スクーリング受講料が必要となる。 スクーリング受講料 5,000 円/1 単位

※休学する場合には休学在籍料の支払いが必要となる。

休学在籍料 10,000 円/1 年間